

第三十八回 参議院通信委員会會議録第二十八号

昭和三十六年六月一日(木曜日)
午後三時五十八分開会

委員の異動

五月三十日委員坂本昭君辞任につき、その補欠として光村甚助君を議長において指名した。
五月三十一日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として迫水久常君を議長において指名した。
本日委員迫水久常君辞任につき、その補欠として大谷賛雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 新谷寅三郎君
手島 栄君
松平 勇雄君

委員 大谷 賛雄君
黒川 武雄君
柴田 栄君
寺尾 豊君
野田 俊作君
谷村 貞治君
山田 節男君
奥 むめお君

國務大臣

郵政大臣 小金 義昭君

政府委員

郵政大臣官房長 荒巻伊勢雄君
郵政省電気
通信監理官 松田 英一君

郵政省電気
通信監理官 岩元 巖君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

説明員

日本電信電 大橋 八郎君
話公社總裁
日本電信電話 横田 信夫君
公社副總裁

本日の會議に付した案件

○公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) ただいまより開会いたします。

委員変更についてお知らせいたします。
五月三十日、委員坂本昭君が辞任せられまして、その補欠に光村甚助君が選任せられました。

五月三十一日、委員後藤義隆君が辞任せられまして、その補欠に迫水久常君が選任せられました。

○委員長(鈴木恭一君) 公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方はどうぞ順次御発言願います。

○新谷寅三郎君 私は本案に関連いたしましたとして、主として電話事業についてお尋ねをしたいと思ひます。

日本の電話事業が近年非常な勢いで発展をいたしまして、しかも非常に健

全に発展しつつあるということは御同慶にたえないところでありますが、しかし、ただいま実行せられております第二次の五カ年計画、その内容といふものを比較したててみますと、まだこれだけの発展では足りない。需要を満たすに足りないという状況が見られるのであります。政府におかれましてはこの第二次の、もう一年残つておりますが、その第二次の五カ年計画を今後どういうふうに改訂するか、ひいてやがて立案せられるのであります。第三次五カ年計画に對しまして、どういふふうな考え方で計画を策定しようということについては、おそろく、もうすでに政府当局及び電電公社において、この大綱は大体腹ずもりをしておられると思うのであります。これにつきまして、第二次のあと第三次の五カ年計画に對しまして、どういふ基本方針で計画を立てていきますか、その点をまずお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小金義昭君) その計画につきましては、具体的な数字にもわたりますので、電氣通信監理官及び電電公社の当局から説明させていただきます。

○政府委員(松田英一君) ただいま新谷先生からの御質問のように、第二次五カ年計画はまだあと一年残つておるわけでございますが、実は最近の情勢によりまして、たとえばこの三十六年度の予算につきましても、例を電話の加入者にとりました場合に、当初の計

画では四十三万ということになっておりまして、先年の情勢を勘案いたして、計画通り進んでおりましたものでは、従来もそれをこうした需要が起つてきているということ

で、とりあえず、三十六年度といたしましては五十万ということにいたしました。従来のおくれて参りました分だけ、三十六年度までに取り戻したいというところでやつたわけであります。三十七年度につきましては、さらにその次の情勢でございますので、当然この次に控えております第三次五カ年計画というものとあわせて考える必要もございまして、目下公社といたしましては、いろいろと基礎的な資料を考へまして、三十七年度をいかに処理し、また、それに引き続いての第三次五カ年計画というものをいかに進めるかという具体的な基礎的なデータを作りました。検討をいたしておるわけでございまして、

従来の電電公社の第二次五カ年計画で考へておりました事情と申しますか、その裏に考へておりました経済発展の指数というものと最近の模様とは相当違つておりますし、ことに、政府において発表されました所得倍増計画の伸展ともからみ合わせまして、従来の考へよりさらに一そう進んだやり方でもって第三次五カ年計画は考へる必要があるというところで処理いたしておりますが、なお具体的な検討も、現在まだ最後の結論を得ておるわけではございませんが、具体的な検討の現状につ

きましては、公社の方から御説明いたしたいと思ひます。

○説明員(大橋八郎君) ただいま監理官から御説明があつたわけであります。が、多少私からも補足して申し上げたいと思ひます。御承知の通り、公社ができましたから、公社設立の趣旨に即応して、将来の電話の拡充について、これを促進するために、公社ができた二十七年の翌年、二十八年年度から第一次の五カ年計画を策定したこと

は、御承知の通りであります。この場合の考へといまして、大体年々約二十万前後の新規の増設をいたしますれば、まず一応相当の目的が達せられるのではないかとこの考への方であつたわけであります。いよいよ実行してみますという、なかなか申し込みが初めの予定よりもはるかに熾烈でありまして、五カ年間に百万以上の、百七万といつたんです。百九万でありました。か、百万足らずの新規の増設をしたにもかかわらず、最初よりもい

わゆる積滞数というものはますます増加する傾向にあつたのであります。そこで直ちに第二次の五カ年計画の策定に取りかかりまして、そのときの考へ方といつたしましては、大体すでに積滞数をできるだけ早くこれを解消いたしまして、申し込めばすぐづく状態に持ち来たとすることが一つの目標として考へられたのであります。しかしながら、これとて、この目的を達するためには非常に多額の資金を要する関係でありますので、とうてい三年、五年

のうちにこれを解消することは困難であります。従つて、当時の計画といたしましては、少しの長い計画でありますけれども、十五年計画といひますか、十五年先の昭和四十七年度の終りまでに、そのときの積滞を全部解消して、そのときになりますれば、申し込めばすぐく状態に持ち来たそう、これが一つの目標であります。第二の目標といたしましては、全国の電話をできるだけ早く、すべて自動交換に持つていく、これもやはり相当の多額の資金と時日を要しますので、これもやはり十五年間に全部の電話の九五多まではすべて自動にかえる、これが第二の目標であります。第三の目標といたしましては、当時の市外交換というものが、大体すべて待時通話でありまして、相当申し込んでから時間がたたなければ通話ができないという状況にあったのであります。これもできる限り早く即時通話に改める、しかもダイヤルで回せば、交換手を要せずして、相手方を呼び出し得る状態に持ち来たす、これも先ほどの十五カ年間の計画の一環として考えられる。

大体こういうような目標のもとに、第二次五カ年計画が設定されたわけでありまして、そのときの考え方といたしましては、大体年々二十四万の新規の申し込みがあるものと想定いたしまして、それに年々二十七万個ずつ新規の架設をいたしますれば、まあ申し込みよりも三万ずつではありますけれども、年々積滞が減っていくのだという、かような目標のもとに始めたのであります。ところが、いよいよ第二次五カ年計画に取りかかると、当時の予想よりもはるかに申し込みが増加いたしました。二十四万はおろか、三十数万という申し込みが殺到してきただけで、従つて、第二次五カ年計画をそのまま遂行したのでは、積滞がますますふえる一方だ。かようなことでありまして、進行の途中ではありましたが、三十四年から五年、六年という、三十四年まではすでに実行済みでありましたので、あとの三カ年間の、三十五年から七十年までの三カ年間につきまして、平均四十三万、これをさらに年度別にいたしますと、三十五年は四十万、三十六年が四十三万、三十七年が四十六万、かように新規の増設をいたすという計画を立てたわけでありまして、さうなわけで、第二次五カ年計画というものの改訂が行なわれて進行中でありまして、現在は改訂後の第二年度目がこれに当たる、第二次としては第四年度目が行なわれている。こういう状態でありまして、

そこで、三十六年度の、つまり今年度の予算を作成する昨年の中ごろに新内閣が御承知の通り成立いたしましたので、所得倍増という目標が掲げられましたのであります。この目標に、内閣の方針に沿うて将来の計画を考えますと、せっかく改訂いたしましたものではないのです、やはりこれはもう一度改訂したのでは、やはりこれはもう一度改訂という問題がどうしても起こるに相違ない。そこで根本的に内閣の方針に沿うた再改訂をしなかならぬといふことを当時私も考えたのでございまして、ただこの再改訂をやるにつきましては、将来の加入の見込みをいかに立てるか、また経済界の情勢等もいろいろ勘案して、こまかい数字の上に立てなければなりませんので、とうてい三十六年度の予算の編成までには間に合わないという情勢でありましたので、とりあえず、大体や腰だめのものではありますけれども、内閣の方針に沿う意味において、最初の改訂計画では、三十六年度は四十三万架設するといふ予定でありましたのを、五十万加入をいたす、こういうことのさしむきの改訂を暫定的にやりました。今年度の予算を組んだわけでございます。そこで今後の三十七年度の予算、これに引き続いた第三次拡張計画を、今年度の予算の編成までに私どもとしてはどうしても考えなければならぬ、かような立場にあるわけでありまして、目下、私の方の計画では、全員を動員して、それが根本的研究に着手いたしております。まだ最後の結論には達しておりませんが、相当な、今までのよりも大きな計画を立てなければならぬと、かようなつもりで、今編成中でございまして。

○新谷實三郎君 問題を簡単にするために……電話のサービスは、単に加入電話の数を増すだけではないと思ひますが、しかし、加入電話の数を増す、それに伴つて均衡のとれた全体のサービス改善をやるという前提において、とにかく一応加入電話の数だけで質問したいと思ひますが、今総裁の言われたように、具体的にまだこれから先の年次別の数字は出ないにいたしまして、これはどうでしょうか、やはり国民の需要がどんなにふえても、積滞を漸次解消するのだという方向には向われるのでしょうか。これは電電公社としてはそうなければならぬと思ひます。いろいろな問題が起こつてくると思ふのですが、基本的な方針としては、あくまでも積滞を解消して、ともかく電話がほしい人は電話がつけられるというような状態を、一日でも早く実現しようといふことにあらゆる努力をするのだという方針は確定しておられると思ふのですが、これは電電公社と郵政省の方の非常な協力ができないとできないことなんですね。郵政大臣も、やはりどこまでも積滞を解消していくのだと、今のままではこれはおそろしく……時間がありませんから、数字について質問はしませんけれども、今度の三十六年度の計画をお立てになったときよりも、今さらにまた積滞数がふえていっているのです。今の速度では積滞がふえるばかりですね。積滞を解消するといふのは、よほどの努力をしなかならぬといふことになるわけですが、その方針は変わりないのでしょうか。これは大臣と総裁お二人からそれぞれに御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(小金義昭君) ただいまの積滞数が逐次ふえていくのをどうして解消していくか、おそろしく、今総裁が申された通りに毎年々々予想を上回っていくので、これではなかなか解消できない。三十六年度も私も一応五十万個ということを想定いたしました。が、現実にはこれまた一つの新しい局を作り上げるのに二年とか何年とかかかりまして、やはりどんどんいたすにふえていくばかりじゃないかという御非難もありますので、それらの点は非常に大事なことでありますから、さらに三十七年度以降は、特別に解消する具体的な数字を検討したいと思つております。

なお、私のところにくる苦情のうちで、非常に深刻なものは、ある地方に電報電話局ができたが、たちまちにもう一ぱいで、あとそこで積滞しておる。この事実実は容易ならぬことである。まして、加入できないから新しい局、また拡張が考えられるけれども、新設した、拡張した。もうそこですでに停滞しておる。この事実、電電公社にも、今後計画を実施する場合にいてはどういうスケールの局を作るかについては非常に深甚なる考慮、すなわち経済の発展と人口の集中程度、また商工業の状況の見通しというふうなものを勘案して考えていただきたいといふことを私は話し合つております。

○説明員(大橋八郎君) ただいま新谷さんの御意見の、将来の積滞を一日も早く解消しなければならぬという目標で進むかどうかというお問い合わせ、これはもうその通りであります。私どもその目的のために実は全力を注いでおる次第でございます。

そこで今度の池田内閣の倍増計画に関連することになります。この前の第二次の改訂計画におきましては、昭和四十七年度末に全国で千六十万という数になりますれば、大体その積滞数が一応解消して、そのときになれば、申し込めばすぐつけられる状態になる、こういう想定でもって始めたわけでありまして、今度所得倍増という新しい方針が打ち出されますと、自然前の計画というものは、どうしてもこれは改訂せざるを得ません。これは当然であります。そこで、これに関連いたしまして経済企画庁に置かれました特別委員会におきましては、専門家がたく

さん寄られまして、一応その委員会として案が答申せられておるようであります。これによりまして、前の第二次五カ年計画のときは、先ほど申し上げましたように十五カ年後に一千六十万の数に達する、こういうことであります。今度の経済企画庁の特別委員会の考え方では、十年後には千五百万の想定のおおきいかな、こういう大体的な想定のおおきいかな、従いまして、前の私どもの第二次五カ年計画のときよりも五割以上、六、七割方多いつけなければいかぬ、また、つまりそれだけの需要が多いだろう、こういう想定のもとに考えられておるようであります。従いまして、現在私の方では、それなども重要な参考資料としてしまして、実は計画を進めておるわけでございます。まあ大よその見当は、少なくともその程度は今後やはりつけなければならぬ、かように考えておるわけであります。

○委員長(鈴木素一君) 委員変更についてお知らせいたします。

追水久常君は、国会法第四十二条第二項ただし書きの規定により辞任せられまして、大谷賢雄君が同条第三項の規定により補欠に選任されました。

○新谷寅三郎君 大休今、大橋総裁が言われたような数字を目標にしませんと、私はその現内閣の看板である所得倍増計画に対応する通信施設が足りないというふうな、私もそういう気がするのです。まあ、その千五百になるか千四百になるか、千六百になるかという具体的な数字は別として、私は、現実にもう電話の需要とい

うものは非常にふえてきておる。また、その経済効果も非常に大きいというところを国民が知りまして、ますます需要が激増してくるという趨勢にあることは事実なんです。だから、そういう点を考えて、第三次の計画をぜひ作らなければならぬと思うのです。

で、私は、これから一番大事だと思う点を申し上げたいのですが、第三次の五カ年計画をお作りになる上に、私は一番大事なのは、人事管理の問題と建設資金の問題だと思っております。今申し上げた点は、先ほどまで申し上げた点は、資金の問題に触れて申し上げたわけなんです。実は、おそらく私は大臣も御承知だと思えますけれども、従来の五カ年計画、第一次、第二次五カ年計画とも、もっと本来ならば需要が多いだろうという見込みはあっただろうと思えますけれども、実際は、その所要の建設資金が十分に得られないために、まあこのくらいいなら大丈夫だろうかというふうなことで、実は需要の見込みというものを相当押えて、そうしてその計画を作っておいたために、非常に急激に成長しつつある日本の経済には、もうとうてい追いつかないという状況になってきたというの

が、これは実情だろうと思うのです。ですから、私は、やっぱり建設資金をどうするか、まあどのくらい出せるかというふうなその作業は別にしまして、ともかく、その一応の見通しとしては、やっぱり正確にこの経済成長に合った需要の増加というものをもうまっ正面から一応見て、それをどう処理するかというところに、やはり電電公社も郵政省も全力を注いで考えてもらわなければならぬと思うわけなんです。

す。そうしないと、たとえば、これは比較にならないかもしれないが、鉄道でいうと、東海道線にしましても新幹線ができると、もうそのほかの道路にしても二兆円の計画ができるというふうな、どんどん進んでおるにかかわらず、急激に電話がふえるから、去年の何割増しじゃないか、それでいいじゃないかというふうな、そういう大ざっぱな見当でいきますと、非常にこの経済効果の大きな電話の事業が、実際のその経済界の需要、国民の需要から見ると、ずいぶん、何といいますが、需要が満たされない、低い程度の成長しかしないということになりはしないかと思うのです。だから、この建設資金の問題については、電電公社自体もいろいろ工夫をされて、所要の資金を獲得するようにされなければならぬと同時に、やはりすぐ困ると財政資金と言ふのですけれども、財政資金は、もとより、必要があれば何かその工夫をして、新しい資金を獲得できるような方法をお考えになる必要があるのじゃないかと考えるわけ

です。それで、今のうちに、加入者債券も相当大きなものだから、これも一つのたよりになる財源でございましょうし、また、ある意味では、その建設資金の一部分に損益勘定から流しておるということも、これは異例なことかも知れませんが、これはある程度はこれ

も将来とも実行できることでしようが、それを主力にしておったんじや、今申し上げたような需要はとうてい私は達成できない。今度外債の方も交渉がうまくいったということですが、そういう場合、工夫をして所要の建設資

金はとにかく何とかまかなって、国民の需要にこたえられるような建設資金を、郵政大臣としてもまかなってやるだけの基本的な方針だけは打ち出して

おいていただきたいと思うのですけれども……。それから人事管理の問題ですがね。これは私から申し上げるまでもなく、最近非常に現実の問題としてもやかましくなっておりますが、これから電電公社が実行しようとする自動化で、これを推進すればするほど、この人事管理の問題がむずかしい問題として現われてくるのです。ことに、今までは大都市から手をつけたわけですがね。これから先は中小の都市から、今度は小さな町や村、つまり特定局に委託しておる電話事業を自動化して、固有の電報電話局というものを作っていくというところになりますと、配置転換一つの問題にしまして非常に困難な問題がたかさん起ってくるわけなんです。でありますから、私は人事管理の問題につきましても、従来おやりになったことをいい悪いと申しませんが、これから先は、少なくともだんだんむずかしい人事管理をやらないと、円滑に電話事業が発展しないということは明瞭なんです。だから郵政省と電電公社、それから組合等の関係者の間で、基本的な人事についての、要するにどう処理をするかということについての基本的な方針はあらかじめきめておかれて、そうして組合との間に、ある程度団体交渉その他によって協約すべきものは協約をし、円滑に自動化が進むようにあらかじめ措置をせられたいと、今大臣も総裁も言われたような、電話事業の国民の需要に合った画期的

な発展というものは実際上できないというところになると思う。今ここで具体的に、それなら人事管理どうするか、所要の資金をどこからどうするかというところを、大臣も総裁もこれはお答えにならないと思うのですけれども、しかしこの問題について、もう少し従来よりも、今度第三次計画を立てるに際して、いかに真剣な態度で基本方針を確定しておかれたいと、実行できないのだということを念頭に置かれて、ぜひこれは早急に処理される必要があると思うのです。何かそれについて現在お考えになっているところがあればお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(小倉義照君) 今、新谷さんからお述べになりました建設資金の調達、これはまず第一に、電話の拡張の裏づけの根本でございまして、やはり私は、加入者債券、それから財政投融資、自己資金、場合によってはまた外債等も考えなければならぬが、これらをどういうふうにして組み合わせしていくかというふうなことが大事なこと、いずれも大事な項目でありますから、どういふ根本方針でこの資金の確保をはかっていくか、これは公社とも十分相談して、少し長期の見通しを立てべきものだと思っております。

なおまた、それとあわせて人事管理の問題、これも非常に大事な問題であります。局舎が建っても人事管理がうまくいかなければ、サービスはできませんので、非常に大事な問題であります。不承に今までのいろいろな、自動に切りかえたりなんかするときに問題を起こしております。こういう問題につきましても、郵政省で委託されております人にも、これまた新たに

電信電話局を作られた場合に、これをどういうふうな処理するかという問題について、あるいは事前協議とか、いろいろなことと思いますが、私は労働協約で解決すべきものは労働協約で、ほとんど解決するようにし、また、これは管理責任において処理すべき事項等をはっきりいたしまして、ここにトラブルが起らないようにしていきたい。三十六年度にはなお五万人以上の委託者を持つておるはずであります、この人たちのどうするかという問題は、非常に大切な問題でありまして、電電公社の具体的な計画に従いまして、私ども地方郵政局等を通じて、具体的な処置に当たらせることはもちろんありますが、根本問題として、電電公社の計画に即応して郵政省の今委託されておる人たちのどういうふうな職務転換あるいは職場転換、あるいはまた向こうに移す、こちらに引きとめておいて、適宜職場の変更をはかっていくというような、具体的な問題にまで立ち至って注意を配りたいと思っております。

○説明員(大橋八郎君) ただいま新谷先生の御指摘になりました財源の問題、要員の問題、いずれも今後の私どもの拡充計画を立てる上についての最も重要な眼目でござります。財源の問題につきましては、これも御承知の通り、去る昭和二十八年であります、料金の改定案をお願いいたしまして、約二割の実効は電話の料金の値上げを認めていただきまして、それが今日まで一つの重要な拡張財源となっておるわけでござります。現に三十六年度の予算におきましても、損益勘定からの受け入れが四百八十三億というものが繰り

入れられておりますが、これの大部分はやはりその当時の値上げ、約二割の値上げが一つの大きなさえになっておったと考えてます。それから昨年の国会において十三九年間の臨時措置法が認められて、これによって加入者に相対的な債券を引き受けていただくことの基礎が確定いたしました、これも今後の拡張の大きな一つのさえであります。三十六年度の予算において加入者債券等が五百二十七億の収入を見込んでおるのもその一つの現われであります。その他は一般の公算あるいは政府の財政投融資、場合によっては外債等に依存するほかないのであります。ただ従来、私ども政府の財政投融資については始終お願いしておりますけれども、これはなかなか各方面の需要が熾烈でありまして、過去においては電話のために回していただくものが非常に少ないのであります、この点は私ども毎年苦慮しておりますが、今後はさらに私ども資料を整えて内閣にも懇請し、また、郵政大臣の御指導を得まして、できるだけこれは多く財政投融資から回していただくようにお願いしたいと思ひます。また外債等も、もし政府のお許しを得れば、足りない分はその方も考える、かようなことでやっていくほかはないと思ひます。

要員の問題は、これは非常に今後の最も重要な問題だと思ひますが、従来、特定局からの改定で人の問題は割合少なかったものでござります。一年の拡張計画が小さい時代には、一年に数局あるいは十数局というふうなもので、割合に問題が少なかったわけでありましたが、最近だんだん拡充の規模が大きくなるに従つて局がだんだん多くなり

ます。ことに今度の第三次の拡充計画というものを立てる場合には、従来に比べて非常に多数の改定局ができるだらうと思ひます。従ひまして、今後、先ほどもお話しした上りのような問題が随所に発生するおそれがあります。この点につきましては、従来とも郵政省とすでに連絡をとつておりましたけれども、今後のやり方について、さらに郵政当局と私の方と、先般も一つ臨時的な委員会を作りまして、将来の行き道を定めよう、かようなことで、大臣のお許しを得て作つたようにして今後措置をきめてやっていきたい、かように考えております。

○山田節男君 私は、この質問をする資料、質問の資料として一つ電電公社の方へお願いしたい。それは、第一には、この法律改正によつて、電話の料金体系を変えることによつて年間大体三十億円の減収になるという根拠ですね、これに対する資料。それから、この料金体系の改正とこの全国の自動即時通話にする改正との法案が通つて、明年から、三十七年度から始まつて、大体百パーセント近くの自動即時通話方式になるのはどのくらいなめどを持つておるのか。それから次に、この料金の算定基準の問題ですが、これについて二つあるわけですが、この従来の市外通話料金の算定基準になる距離のはかり方、これは今までは各電話局間の距離だったのを、今度はそうでなくて、一郡ないし数郡をまとめてある程度のグループの中心となる局との相互間の直線距離、こういうふうになつてゐるのです

が、これは全国的にするとということじゃなくて、一部だけを、その例を示すような地図でも何でもいいですから、そういうようなものをいただきたいと思います。それからもう一つは、一つの地域のグループ内の通話を、今度は準市内通話制度にしたい、こういうので、これも具体的に一部の例だけでよろしゅうござりますから、それを示す地図によつて、料金改定がこういうふうになるのだというサンプルとして、一地域を指定して説明できるような資料を出していただきたい。この三つをできれば、明日私は質問したいと思ひますから、午前中にでも間に合うように提出を一つお願いいたします。

○委員長(鈴木恭一君) 政府、電電公社、この資料はできますか。○説明員(横田信夫君) 第一の資料の、三十億円の減収の根拠は、実は三十四年度の決算に基づいて、その三十四年度の通信量を現在の料金で計算したもので、これは決算に出ていますが、それに新料金体系の同じ通話量があるとしておいて、それを計算して、その差額が三十億何角かというふうな概算の根拠になつておりますが、その詳細の資料でござりますか。○山田節男君 詳細でなくていいから、結局三十億がマイナスになるといふ数字的な根拠、詳しくなくていいです。○説明員(横田信夫君) そういう根拠になつておりますが、それから第二のお話の自動即時がいつの予定になつておるかという問題につき

ましては、先ほど総裁からも御説明がありました、四十七年度に大体全国九五%までを即時にするというのが予定計画になつておりますが……。○委員長(鈴木恭一君) いや、資料……。○説明員(横田信夫君) だけれども、その資料で、その中の自動即時をどこそこにして、自動即時をどこそこにするというのは、まだ具体的に四十七年の何ができてもありませんが……。○委員長(鈴木恭一君) できる範囲で一ついいのだ。そのできないところは要求しないのだ。○説明員(横田信夫君) だから、今の自動即時は九五%の予定で、目標で進んでおりますが、その中の自動即時がなんぼで、自動即時がなんぼだということまでちょっと資料がでかかぬますので。

○山田節男君 私の申し上げるのは、この料金体系がきまると、自動即時の場合と、それから手動の通話の場合と料金は違ふと思う。片一方は三分、片一方は秒単位でいく、こういうのでしよう。ですから、このことはこの手動が年々減つていくかということが、これはもう非常に収入に關係があるわけですね。ですから、そういう点で今の自動化というものを、たとえば九五%の目標を何年までにやるのか、四十何年にやるというのならそれでいいです。それが進めば、それが九五%になれば、あとの手動通話は五%になるというのが四十何年ならいいですよ。いいけれども、そうでなかったら明年の、これは始めてからのテンポですね。テンポをどういうふうな計画しておるか、どういうふうにもくろんでおられるかということですが、

○説明員(横田信夫君) ただいまの問題につきましても、できるだけ御趣旨に沿うような形で出せるようにいたします。

それから第三の料金の算定基準のグループの問題は、確かに手元にもう資料として置いていたと思います。なおその点確めます郵政省から提出いたしております資料の中にあつたと思ひますなおそれを確めまして……

○山田節男君 私政策審議会で聞いたことがあるのですが……

○説明員(横田信夫君) 御趣旨の第三の点は提出いたします。

○委員長(鈴木一君) それでは以上三点の資料を明日午前中にお願いたします。

○新谷實三郎君 先ほどの総裁の御答弁によりまして、大体基本のお考えがよくわかったのですが、繰り返して要点だけ申し上げてみますと、結局積滞数は、経済需要がふえるに従つてやはり電話の架設数というものを多くして、積滞数を減少させるようにあらゆる努力をするのだという一つの方向で計画を立てていく、そのために必要な自動化も行なわれますから、第三次五カ年計画においては、それに必要な資金面の配慮、これもできるだけのことをしたい。また人事管理についても、今後のいろいろ困難な問題を考へて、郵政当局と電電公社と話し合いの上で遺憾のないように措置したい、こういうふうなことになると思ひます。それで、今のところはけっこうだと思ひますが、これは一つぜひ毎年々々同じように計画をしてみて、相当加入数をふやしてみたいけれども、やはりまだ積滞数がまだふえてきたというように……

を繰り返さないように、やはり国民の需要にこたえるように一つお考えいただきたいと思ひます。

それだから、それにはいろいろなことがあるのですが、その一つの問題として、今現在私の心配しておりますことは加入者の債券の問題です。加入者の債券、これは新聞等にも毎日々々いろいろ数字が出ておりますけれども、この加入者債券をああいふうにして発行していつて、その価格維持というものを一体どうするかという問題、これについては、もちろんこれから先の加入者にも、現在の加入者にも影響を与えます。電話事業の非常な大きな財源になつておるものでありますから、電話事業の発展のためにも非常に留意しなければならぬ問題だと思ひます。

が、政府及び電電公社では、これはもうただあるがままに放任しているという状態なのか、何かこれについてお考えを持っておられるのか。今現在何か措置を、これは自身でなくとも、いろいろの金融機関その他を通じておられるのか、そういう点については、これからどうしようとするのか、何かそれについてお考えがあればお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(大橋八郎君) この加入者債券の価格の維持ということにつきましては、ことに、昨年の臨時立法法の法案を提案いたしました際にも、いろいろ質疑応答がございました。私どもとしては、従来に比べて非常に多額の債券を発行することになりますので、その価格の開きということが加入者にも損害を与えることであるし、私どもとして一番苦慮した点であります。ただし、しかし、この価格を維持するとなつて……

すと、もし市中にたくさん流れ出た場合に、これを買取という何か方法がありますれば、価格の維持ということが比較的できるわけでありますが、この方法がうまくできませんと、なかなか困難な事情が多いのであります。さりとて、私ども公社の手で証券会社をこしらえて買入れ入るといふことは困難であります。そこで、私どもとしてはいろいろ苦慮いたしまして、できるだけくれば、私の方に、年内に相当の余裕金がありますので、これを余裕金の運用等の操作によつて、もしできるならばということも考えたのであります。この点は御承知の通り国庫金問題というように……

困難であります。ことしも前年に引き続いて、国庫金問題について、財政当局ともいろいろ打ち合せたのですが、なかなか話が十分まとまりません。実は大臣にもいろいろ御配慮願つたわけでありまして、そこで、最近大体大蔵省の方でも、私どもの考え方についてある程度案を具体的に考えていただいております。……

とではあるが、私どもとしては完全とは考えておりませんが、またこれで満足とは考えておりませんが、さしむきの問題としては、この程度でもやつていただければよろうという案がほぼまとまつておりますので、あるいは、この国会には間に合いませんけれども、近き将来において法案等の形で御審議を願える程度にはなりはしないかと、かように考えております。

○新谷實三郎君 いろいろお考えを伺いましたが、私はここで申し上げたいのは、いわゆる国庫預託金の制度をどうするか、電電公社あるいは国鉄といふような公共企業体が、あういふふうな条件下で国庫に預託するということがよく、収益というものを考へて、公社は独立採算で、自分で自分の経営体といふものを維持していくのだ、そういう意味で、もっと経営という点から考へてやらなければいかぬじゃないかと、いうような意味で、国庫預託金制度といふものは、いろいろ前から議論されておりますが、それにも関連をいたしますけれども、今申し上げておるのは、もっと小さな意味で、一体加入者債券といふのは価格が維持されませんと、どういふことになるか、これはもう電話事業としては一つの大きな危機を招くだろうと思ひます。……

うような公共企業体が、あういふふうな条件下で国庫に預託するということがよく、収益というものを考へて、公社は独立採算で、自分で自分の経営体といふものを維持していくのだ、そういう意味で、もっと経営という点から考へてやらなければいかぬじゃないかと、いうような意味で、国庫預託金制度といふものは、いろいろ前から議論されておりますが、それにも関連をいたしますけれども、今申し上げておるのは、もっと小さな意味で、一体加入者債券といふのは価格が維持されませんと、どういふことになるか、これはもう電話事業としては一つの大きな危機を招くだろうと思ひます。……

も、額をふやすけれども、加入者としては実質的にはそれは損にならないのだ。これは何割何分で売れば、かえつて実質的には加入者は利益になるのだという説明をされて、われわれもそれを信頼し、国民もそういう了解で、あの関係の法律案というものは通つておると思ひますが、そこで、加入者債券の価格が著しく変動するといふことになりまして、……

うむやみに上がりつこはしないのです。ただ下がるといふ場合だけを考へるわけですが、非常に下がつてくると、そういうような見通しが間違つておつた、しかもそれに対して何らの措置もしなかつたといふことになりまして、それは立法当初の御説明とも非常に違つた結果になりますので、これはやはり国民全体を対象にしたものですから、ぜひその法律を提出された当時の趣旨をどこまでもやはり国民に対しては誠実に実行される必要があるといふ見地から私は申し上げておるわけなんです。これは郵政大臣も、国鉄等と同じような意味で国庫預託金の制度を、私は今ここで申し上げておるわけじゃないのですけれども、立案当初から郵政大臣も電電公社の総裁も、この国会でそういう意味で約束しておられるのです。それが破綻を来たすことのないように、何らかの最終的には措置をしなければならぬのじゃないかという点を特に御留意をいただきたいと思ひます。それから、あるいはある部分、国庫預託金の制度に関連するかもわかりません。その他にもいろいろの方法があると思ひます。……

あらゆる方法によつて加入者債券の価格が安定するように、価格を維持できるように、……

趣旨をどこまでもやはり国民に対しては誠実に実行される必要があるといふ見地から私は申し上げておるわけなんです。これは郵政大臣も、国鉄等と同じような意味で国庫預託金の制度を、私は今ここで申し上げておるわけじゃないのですけれども、立案当初から郵政大臣も電電公社の総裁も、この国会でそういう意味で約束しておられるのです。それが破綻を来たすことのないように、何らかの最終的には措置をしなければならぬのじゃないかという点を特に御留意をいただきたいと思ひます。……

分、国庫預託金の制度に関連するかもわかりません。その他にもいろいろの方法があると思ひます。……

あらゆる方法によつて加入者債券の価格が安定するように、価格を維持できるように、……

たように、……

五

げましたような点の国庫金の余裕金の操作によって、何かあるいは方法を講じなければならぬのじゃないかというところを考えたわけでありまして。そういうようなことで、近き将来にこの点が具体的にいろいろ御説明できる状態になると思ひます。

○新谷實三郎君 この点は、私の半ば希望的な見解になりますから、この程度にしておきます。

もう一つ、時間もあまりありませんから、簡単に伺ひたいのは、これは電電公社の方に伺ひたいのです。先ほど山田委員からも質問がありました。今度の料金調整の措置によりまして、資料によりまして、大体三十億程度の減収になるだろうということが書いてございます。しかしこれは私は少し……。先ほどの副總裁の答弁といひますか、お答えがちょっとあれだったように思ひますが、三十四年当時の数字をもとにして、ただこの改定せられた料金を当てはめてみると三十億程度の減収になるという機械的な計算だといふ、まあそれはその通りだと思ひますが、しかし、これには非常に利用増、加入者にとって利益になる分がたぐさんで参りますから、いわゆる利用増といふものが見込まれていないと思ひます。利用増を見込んだ場合には一体どうなるか。私はおそろしくこういうふうな制度が非常に整つて、加入者に便利といひますか、利益といひますか、そういう面もあるわけでありまして。そういう部分では利用増が出てこなければならぬと思ひうので、それを入れますと一年くらいの間には——一年というのはどうかと思ひますけれども、一年がよいのか一

年半がよいのかわかりませんが、とにかくそう長くなく、一体その収入はそう減収を予想しなくてもいいような利用増があるように考えられますが、それについては總裁どうお考えでしようか。

それと、もう一つついでに申し上げますが、もう一つは、これは電電公社の方でも困つておられる問題だと思ひますが、東京や大阪のように広域の都市と、それから地方の中小都市、小さな区域、これと比較いたしますと、これはコストの計算からいっても、同じような七円なら七円の度敷料では非常に不公平だといふ意見が必ず起ると思ひます。これについては、もちろん今度の料金調整案が最終的なものでなしに、これからもういっただ点について検討されて、さらに改善をするという機会はあると思ひます。ただし、こういう点はもうよくわからなないので、中小都市で、十万とか十五万くらいの小さな都市があるとして、どこでも最近ではだんだん電話が普及して、電話局は二つ三つできてくるだろうと思ひます。その相互間の、距離からいひますと、それは大都市とは比較にならない。ところが、この東京都なんかは、ほとんどふえるのはみな七円の市内通話になっていくにかかわらず、そういう小さな都市ではまだ市外通話、同じように自動局をこしらえても、相互間は市外通話のままで残されるところがあるところが相当全国にあると思ひうのですが、これは整理し切れないんだと言へばそれまでですけれども、さき申し上げたような均衡論から参りますと、これは非常に私は均

衡を失するのじゃないかと思ひうんです。そのために、まあこれはお答えになる部分を申し上げようですけれども、準市内通話といふものをこしらえたのじゃないか。しかし、これは一つは数郡のグループといふものを考えておられるのです。一つの行政区域、一つの市、そういう中で二つの局がある。それでも作つたけれどもやはり市外通話だ。今まで通りの市外通話で残していただくという方針は、どうもこ

れは、私は今申し上げた均衡論からいいますと納得できないんです。これは何か方法をお考えになつていらっしゃるんですか。あるいはこれからおやりになるんですか。どういふことなんですか。市内通話にしようと思へば、まあ料金計算の機械を入れて、何か法律を別に入れなくても、こういうものは、あなたのほうの電電公社の措置によつて、いつでもこれは市内通話に、同一の行政区域なんですから、市内通話で二つの市内局がある、三つの市内局があるといふことで、簡単に処理ができるわけなんです。これは実行できないのはどういふわけなんです。その二つの点。

○説明員(大橋八郎君) 第一の利用増

をどう見ていくかといふことでございしますが、これは確かにお説の通り、私も利用増がある程度期待できると思ひます。従ひまして、先ほど三十億と言つたのは、御指摘の通り、現状をもとにして計算はそう出るということをお申し上げているわけでありまして、今後利用増の状態はかんにによりましては、数年後にその減収といふものはあるいは解消できるかもしれませう。あるいは利用増をどう見るかといふことによつて、だいぶ変わってくるわけですね。なおそれについて詳細なことは局長から御説明申し上げますが、大体の考え方としては、相当利用増といふものがあつて、今の三十億といふものが遠からず解消し得る時期がくるだろうと思ひます。

それから、いなかと大都會との不均衡、これは前から実は常に委員会等で指摘を受けている点であります。私も確かにこれは均衡を失していると思ひます。まあ率直に言へば、都會の方、大都會の人は相当有利であり、地方の中小都市の方の方が不利だ、こういうことはいふまでもない事実だと思ひます。現状は、そこで今度の改正にあたりまして、これが大きな眼目の一つでありましたのですけれども、これを根本的に解決するといひますと、現在イギリス流のグループ料金制といふものをとつて、広い区域で今の料金をグループ料金制でやるということになりますれば、相当これは解消することができると思ひますけれども、これをやるがために、もう少し今の自動交換といふものが普及するといふことが一つの条件であり、また、それに伴つて相当減収が来ます関係でありますから、一方にもう少し何か増収の道を講じませんと、現在の私どもの期待している拡張財源といふものに相当に大きな影響がありますので、実は不徹底だと思ひましたけれども、とりあえず準市内程度という、先ほど御指摘のようなことで、一応多少の、何と申しますか、不公平を緩和したといふことにとどめたわけでございます。決してこれは完全に所期の目的を達しているとは思ひません。今後いまだ少く自動化が進みましたその際には、根本的にもう一度考え直す時期がくるんじゃないか。またそうしなければ、ほんとうの不公平といふものを解消することはできないと考へております。もっとも、それに対して、そうでなくとも大都市を幾つかに分割しまして、いわゆる増城制に分割することになりまして、あるいはある程度の均衡がとれるかもしれない。これは現在の大都會にある利益の、既得権に相当の影響を及ぼす大きな問題でありますので、これをただ実行するには、よほど困難なことも多いかと存じますが、まあ御指摘のように、多少不徹底な点はあるかもしれませんが、暫定的な考え方として、この程度で私ども提案いたしましたわけでございます。

○新谷實三郎君 局長の答弁はけつこ

うです。ですが、今、最後に広域の大都市と地方の中小都市との間に、これからまた特定局等の電話が直轄局にどんなふうになっていくに従つて、ますますその均衡を得ていくという状況が非常に顕著になってくると思ひうんです。今の状態をそのまましばらくでも是認していかうとすれば、やはりこれは収益とおっしゃるけれども、全国的にはそれは相当の収益にはなつていくでしょうが、一方で大都市の方の市内の電話局といふものがどんどんふえていっているわけですね。その方の逆に、不均衡な要素といふものはそのままにして置いて、こちらの方の中小都市の方を今のままで押えていこうとい

うことは、ますます私は差を大きくすると思ひますので、やはりこれは大都市のそういうものと比べると、収益の方からいいますと、私は大きなものじゃないと、想像ですけれども、思ひますから、逐次でもこれは是正する方向でお考え願わないといけません。ないか。根本的な大改正をするときまではうっておくんだということですが、私は非常に電話事業としては、国民から非常に非難を受ける一つの原因になりはしないかと思ひます。これは意見でございますから、それをどこまで採用されるかはまた別の機会にも伺ひますが、ぜひこれはお考えいただきたいということをお願いして、私の一応の質問を終わることにいたします。

○大谷實雄君 一点だけ。きわめて簡単にいたしますから。
もとは郵便局で電報は打てたので大へん便利だった。近ごろは電話と電報局が独立してきているわけじゃね。一体、これは非常に不便ですよ。たとえば、私の方の名古屋で言うと、東京の銀座通りみたいな小路の栄町にある中央郵便局に行くと、そこで電報でも電話でも何でもできた。ところが、最近名古屋駅の向こうに行かないと電報が打てないということ、これはとんでもないことをやっておつて、市民に非常な迷惑がかつておる。この間私は衆議院の選挙のときに、池田総裁と一緒にずっと東北を回った。そうすると、今度焼けた八戸だったかと思ひますが、電報を打とうと思つたところが、郵便局の中じゃない。それであつた。こつち回つてようやく電報が打てたんです。それで、そんな不便なことを何

でおやりなさるんか知らぬということ、非常に感じたんですが、どういふ意図で——そういうあつちにもこつちにも作るというところは、これは役所としては、電電公社を郵便局と切り離す、こういうお考えかしらぬが、これはセクショナリズムじゃないかと思ひます。私は、そのために受ける方のわれわれは大へん不便だが、一体その辺はどういうことか、これは大臣並びに総裁から承りたい。

○國務大臣(小倉義典君) これは、電氣通信事業と郵政事業との分離からきた一つのまあ不便な点だと思ひますが、私どももそういう感を深くいたします。けれども、電報電話局というのは、そう数々たくさん、特定郵便局のようには作るわけに参りませんから、勢いそういう不便なところもあるかと思ひますが、一面、そういう不便な際には、委託して電報が打てるか、あるいは電話で電報を打つような組織になつておるようであります。それが周知されないと、方々飛んで歩くこともできてくる、電話で十分電報の用が足りるということ、ある程度これは補えるのじゃないかと思ひます。そこらの専門的な技術的な事実の問題は、私まだ十分よく承知いたしております。政府委員からお答えいたします。

○政府委員(松田英一君) ただいま大臣からお答え申し上げましたように、本質的には電々公社というものができまして、電氣通信事業は電電公社がやる。従つて、電報局、電話局というものは郵便局とは別に、電報局あるいは電報電話局を作りましてそこで機械設備をいたしまして、電信電話をやつて

いくということでございますけれども、一方、公衆に対する窓口と申しますか、電報を実際に受け付けるという場合には、なるべくお客様に迷惑がからないようにということ、なるべく郵便局に電報の受付の仕事だけはお願いして、受け付けたあと、電話でもつて郵便局から本来の電報局の方に回していくという形になるわけでございますが、その手段といたしましては、電電公社といたしまして、極力その体制を整えるようにやつていくわけでございます。ただ、たまたま御指摘を受けました名古屋におきまして、あるいはうまいといつていない点があつたのかと思ひますが、方針といたしましては、そういうことで取り運んでおりますので、今後とも十分そういう点は氣をつけて参りたいと考えております。

○説明員(大橋八郎君) ただいま松田監理官から説明があつた通りでございます。分かれたからといって、すぐ将来の郵便局がやつておつた電報の取り扱いをやめたということはありません。のじゃないか。ただ、新しく電報局を作る、あるいは電報電話局を作つた場合に、従来の局とく接近した所にあるという場合には、あるいは電報の委託をやめて、直接私どもの方の電報電話局でやるということはあると思ひます。それは絶無とは考えません。大体従来やつておられるところの受付機関、取扱機関を減すということは、で

るだけ避けておる方針で進んでおります。名古屋の場合は、どういふわけでもうなつたかというところは、実は存じませんが、よく取り調べてからお答えいたします。

得しかねる。監理官のお話は、電電公社ができたから、電信電話は別にやる。一体役所というものはだれのためにある。役所のために国民がある。のじゃないですよ。国民の便利のために役所が奉仕するというのが、当然の職務じゃないですか。大臣は今、電話があるから補えとおっしゃるが、私は名古屋の広小路の中央郵便局へ行つたんです。ちよつと急に電報を打たなければならぬことができたから、車をとめて行つた。そうしたら、ここでは電報は受け付けません。電報はどこと言つたら、名古屋駅の所です。そんなに距離近いことありやせん。名古屋駅と栄町は三十分以上かかる。そんな所にあつて、そんなでたらめなことを言つてもらつちや困る。また、千種の所は、今までは千種の角に郵便局があつた。それで打ちに行つたら、そこにありやせん。そうしたら、新庁舎ができた。それから、青森県の八戸、それは大へんな混雑をしておつた。それであそここの自民党の支部の人に頼もうと思つても、だれが何やらわからないから、仕方ないから自分で打ちにいった。そういうしたら電報局が違ふのだ。そんな、一べんも行ったことがないところだから、自動車もどこか青森から来た車で、探しまくつていったのです。そればかりではない。私はそれでも何べん話しかければそれはいいにきまつておるけれども、そんなことが、知らぬ土地へ行つてそんなことできやしない。ちよつと、ですからこれは何ですよ、名古屋、八戸ばかりじゃない。方々でそういう目に出合つてゐる。これは根

本的にお考え直しをいたしたかぬと、一体国民のために役所があるんだ、そんなあほなことを言つてもらつてはだもならぬ。はなはだよろしくない、はなはだ答弁誠意を欠いておられます。そんな一体役所ばかりでんどう作つて何になる電電公社は別だからやるのだ——国民の便利ということが、これに奉仕をするということが役所の使命じゃないか、そんなあほらしいことで一体どうなる。これは郵政大臣、全体としてお考え願つて、国民へのサービスというものが中心でなければならぬ。総合官庁ができるのもそういうことでしょ

う。こつちには大蔵省の出張所がある、あつちには国税局がある、不便でしょうがない。だから総合官庁ができてやるという今日の時代において、役所が新しくなるから、電電公社が新しくできたら、それで電話してくれ、そんなあほらしい考え方は断固粉碎してやつていかなければ、大へんこれは迷惑する。きょうは私はちよつとこの委員会に臨時で出てきて大へんよかったです。どうぞこれは時間が何ですから申し上げませんが、大事な問題でございますので、どうか一つ善処をお願いいたします。

○委員長(鈴木恭一君) ほかに御発言もなければ、本日はもう質疑はこの程度でとめておきます。
本日は、これにて散会いたします。
午後五時十三分散会

昭和三十六年六月十六日印刷

昭和三十六年六月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局